第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十二条の改正規定を削る。

第十条のうち、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十六条の改正規定、同法第八十八条第一項の改正規定、同法附則第十二条の二の二第一項及び第十二条の三第三号の改正規定、同法附則第十三条第一項の表の改正規定、同法附則第十三条の五の改正規定並びに同法附則第十三条の六の改正規定を削り、同法附則第十三条の十第一項の改正規定中「中「二十五年」を「十年」に改め、同項」を削る。

第十条の次に次の一条を加える。

（平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の一部改正）

第十条の二　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項第一号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に、「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号及び同条第二項第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

第八十八条第一項第一号中「失踪（そう）」を「失踪」に改め、同項第四号中「受給権者」の下に「（組合員期間等が二十五年以上である者に限る。）」を加える。

附則第十二条の二の二第一項及び第十二条の三第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第十三条第一項の表第七十六条第一項第一号の項、第七十六条第二項第三号の項及び附則第十二条の三第三号の項を削る。

附則第十三条の五の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の」を「の組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、」に改め、「ものである」を削り、「第七十六条及び附則第十二条の三」を「第八十八条第一項第四号」に改める。

附則第十三条の六の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条第二号中「が退職共済年金の受給権者でない」を「の組合員期間等が二十五年未満である」に改める。

第十五条のうち、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十八条の改正規定、同法第九十九条第一項の改正規定、同法附則第十九条第三号の改正規定、同法附則第二十八条の四第一項及び第二項の改正規定、同法附則第二十八条の九の改正規定並びに同法附則第二十八条の十の改正規定を削り、同法附則第二十八条の十三第一項の改正規定中「中「二十五年」を「十年」に改め、同項」を削る。

第十五条の次に次の一条を加える。

（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十五条の二　平成二十四年一元化法附則第六十条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項第一号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に、「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号及び同条第二項第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

第九十九条第一項第一号中「失踪（そう）」を「失踪」に改め、同項第四号中「受給権者」の下に「（組合員期間等が二十五年以上である者に限る。）」を加える。

附則第十九条第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第二十八条の四第一項中「、第七十八条」及び「及び附則第十九条」を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける者」を「前項に規定する警察職員」に改める。

附則第二十八条の九の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の」を「の組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、」に改め、「ものである」、「、第七十八条」及び「及び附則第十九条」を削る。

附則第二十八条の十の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条第二号中「が退職共済年金の受給権者でない」を「の組合員期間等が二十五年未満である」に改める。

第十九条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十九条第三号の改正規定を削る。

第二十四条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第八条第三項の改正規定の前に次のように加える。

目次中「第九条の二」を「第九条」に改める。

第二十四条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第十条の改正規定を削り、同法第十八条第一項の改正規定の前に次のように加える。

第九条の二を削る。

第二十四条のうち社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第三十七条第一項第四号の改正規定中「第三十七条第一項第四号」を「第四十条第一項第四号」に改める。

附則第三十五条を次のように改める。

（退職共済年金の職域加算額の支給に関する経過措置）

第三十五条　施行日の前日において現に平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（退職を給付事由とするものに限る。以下この条において「退職共済年金の職域加算額」という。）の受給権を有しない者であって、改正前支給要件規定（第十条の二の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法及び同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法（平成二十四年一元化法附則第一条各号に掲げる規定を除く。）による改正前のその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）をいう。以下この条において同じ。）による退職共済年金の加算額の支給要件に該当するものについては、施行日において改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するに至ったものとみなして、施行日以後、その者に対し、改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額を支給する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第四十条を次のように改める。